

広報

No.530

2007

2/1

あいかわ

A I K A W A



編集・発行 / 愛川町総務部総務課
〒243-0392
神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1
☎046-285-2111(代)
FAX 046-286-5021
<http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/>

舞い降りた雪に
銀色に輝く。
山も、水も、橋も。

CONTENTS

特集 中学2年生職場体験	2
町政情報館 申告書は自分で書いて早めに提出を	4
消防だより	11
子育てプチポケット・図書カードが当たるお楽しみクイズ ...	12
インフォメーション	13
保健ガイド	16
みんなのサークルファイル	18
愛川トピックス	19

社会人としての生き方を学びました

中学2年生 職場体験

昨年12月、町内の中学2年生419人が、5日間にわたり職場体験を行いました。多くの人と職場でかかわりながら、生徒たちに社会で必要なマナーやルールを知り、自分の将来を考えて今の学校生活などを頑張るきっかけにしようというのが目的です。この事業には、100を超える事業所が全面的な支援・協力を行い、生徒たちは少人数に分かれて、小売りや製造、福祉、行政などの希望した体験先で一生懸命に仕事に取り組みました。

職場体験に挑戦した中学生の5日間の様子を、生徒が取材・撮影した写真とともに紹介します。

2日目

与えられた仕事を一生懸命頑張りました



洋食店の調理場での皿洗いやデザート作り

皿洗いやデザート作りなど調理場での仕事に励んでいます。



和菓子作り

和菓子作りは細かな作業。真剣に取り組む姿が印象的です。

1日目

新鮮・緊張・楽しさ・うまくできないもどかしさも感じました



保育園児の指導

保育園の先生として、お絵描きや歌、運動などをしました。園児の笑顔に、中学生の顔からも思わず笑みがこぼれます。



小学生の指導

優しい中学生の指導は、小学生に大人気

職場体験アンケート

職場体験終了後、生徒および保護者、事業者にアンケートをお願いしました。

寄せられた感想の一部をご紹介します。

紙面の都合上、趣旨は変えずに一部編集しています。

【生徒の感想】

- ・簡単そうな仕事でも、実は力があることや自分の甘えを思い知った。しっかり努力する気持ちを持って、今後の進路を考えたい。
- ・職場体験を通して、仕事の厳しさや責任の重さが分かった。
- ・将来その仕事に進むことに答えを出すことができた。
- ・あいさつの大切さが分かった。
- ・職場の皆さんに丁寧に接してもらえて、とても充実した5日間だった。

【保護者の感想】

- ・職場体験の期間中、その日の様子を息子から聞いていると、職場の皆さんが真剣に働く姿に接し、また実際に体験させてもらうことで、仕事の重さを感じることが分かった。とても貴重な活動であると思う。
- ・将来の夢だけでなく、いろいろな意味で勉強になったと思う。こうした体験ができてうらやましい。

【事業者の感想】

- ・若年無業者(ニート)や新卒早期離職者が社会問題となっている中、こういった取り組みは素晴らしいと思う。特に自分の興味のある職種を選び、具体的に体験できるというのは貴重であり、地域で子どもたちを育てるという意味でも意義がある。ぜひ今後も続けてほしい。
- ・初日は緊張し堅さが見えた生徒が、日を重ねるごとに仕事に慣れ、楽しさを感じられるようになった。想像以上に生徒がまじめに取り組み、とても好感が持てた。
- ・この時期(中学2年生)に職場体験を実施することは、非常に良い。企業側もより多くの生徒を受け入れたい。

職場体験の様子は町ホームページにも掲載しています。また、職場体験アンケートは現在集計中で、結果がまとまり次第公表します。

問い合わせ 教育委員会教育開発センター
☎内線 3617

5日間の 職場体験の様子

4日目

元気なあいさつ、
やりがいと責任感が出てきました！



スーパーでの商品陳列

お客様への目配りや気配りをしながら商品を見やすいように並べます。



食品工場での白衣姿

食品の製造は衛生第一、白衣を着用し作業しています



理容店

道具の大切さが分かり、丁寧に散髪用具を洗っています。



消火訓練

消火活動は安全・的確・早さが命。訓練でもきびきびした動作が身に付きました。

3日目

職場の皆さんやお客さんとの
人間関係の大切さを実感



作業の説明を聞く風景

作業の手順を間違えないよう職場の人の話を真剣に聞いています。



商品の並べ替え作業

素早く商品を並べます。陳列作業に少し慣れてきました。

5日目

人に役立つ喜びと自信、仕事の
厳しさ、大切さを学びました



仕事にも慣れ、手際よく事務ができるようになりました。



窓口業務



卵の出荷作業

生鮮食品は安全が第一、出荷作業は真剣そのものです。

いて早めの提出を

受付期間：2月16日(金)～3月15日(木)



今年も確定申告の時期が近づいてきましたが、準備はいかがでしょうか？

毎年、申告期限間近になると窓口が大変混雑します。で、申告と納税はお早めにお願ひします。

なお、厚木税務署では、申告納税の趣旨から確定申告などの提出書類を自分で作成する「自書申告」を推進しています。

所得税の確定申告が必要な方

確定申告は、1年間の所得と税額を申告し納税するもので、次のような方は申告が必要です。

- ・事業所得や不動産所得などがあり、所得の合計額が配偶者控除や扶養控除などの所得控除の合計額を超える方。
- ・給与の年間収入額が2千万円を超える方。
- ・給与以外の所得が20万円を超える方。
- ・給与を2力所以上から受けている方。
- ・不動産やゴルフ会員権などの資産を譲渡した方。

ホームページで確定申告書が作成できます

国税庁のホームページ「所得の確定申告書作成コーナー」で、入力画面の手引きに従って金額などを入力すると、確定申告書が作成できます。印刷した確定申告書は、そのまま税務署へ提出できます。

国税庁のホームページURL <http://www.nta.go.jp/>

日曜日にも受け付け

厚木税務署では、平日のほか次の日曜日にも、確定申告書作成の助言や申告書の受け付けを行います。

日時	2月18日(日)・25日(日)
時間	午前9時～正午 午後1時～5時
場所	厚木税務署本館2階

町民税の申告が必要な方

平成19年1月1日現在、町内に住所などがあり、所得税の確定申告をする方のほか、次に該当する方は町民税の申告が必要となります。

・昨年中に金額の多少にかかわらず所得のあった方。(給与と所得だけで、給与と支払報告書が勤務先から町へ提出される方は除く)

・給与所得者で給与以外の所得があった方。

・所得税の申告義務のない方で、医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受ける方。

・税法上、扶養親族になっていない方。(昨年中に全く収入がなかった方も、非課税証明書の発行や国民健康保険料の算定、児童手当支給の際などの資料となりますので申告をお願いします。)

・町民税の申告書は、あらかじめ、前年の課税を基に申告が必要と思われる方に郵送します。

申告をする場所

	厚木税務署	愛川町役場4階申告会場
受付時間	午前9時～正午 午後1時～5時	午前8時30分～11時 午後1時～4時
申告する内容	営業、不動産所得などを申告する方。 外国籍の方。 土地などの譲渡所得(分離課税)を申告する方。 住宅借入金等特別控除などを申告する方。 給与の年間収入額が2千万円を超える方。 青色申告をする方。 退職所得を申告する方。 損失申告をする方。 書き上げた申告書の提出。(郵送可)	町民税の申告をする方 次に該当する確定申告をする方 ・年末調整の済んでいない給与所得を申告する方。 ・給与を2力所以上から受けている方。 ・公的年金などを申告する方。 ・医療費控除を申告する方。 ・書き上げた申告書の提出。 上記以外の申告相談は厚木税務署でお願いします。
必要な書類	・源泉徴収票 ・国民年金保険料などの控除証明書 注1 ・印鑑、計算機、筆記用具など	・生命保険料、損害保険料の控除証明書 ・前年の申告書の控え ・還付申告の方は、振込先の口座番号などが分かるもの
注意事項	・医療費控除を申告する方は、必ず領収書の集計をしておいてください。 注1 国民年金保険料、国民年金基金の掛け金に係る社会保険料の適用については、支払証明書の添付が必要です。	

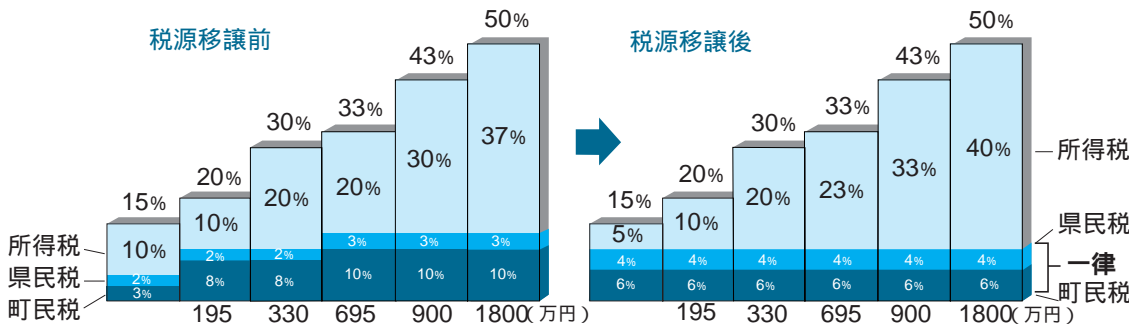
○お願い

申告の受付期間中は混雑が予想されますので、厚木税務署へはバスなどの交通機関をご利用ください。また、町役場へ車でお越しの際は、保健センター北側の駐車場または文化会館駐車場をご利用ください。

申告書は自分で書

所得税の確定申告・町県民税の申告

【課税所得に対する所得税と個人町県民税の税率】



課税所得区分は所得税と町県民税では異なりますが、上記の表では、所得税の課税所得区分に合わせ区切っています。

知っておきたい税情報
 所得税から町県民税への税源移譲
 町県民税の税率は、従来5%・10%・13%の3段階に変わりましたが、これが所得の多い少ないにかかわらず一律10%の税率になります。

	平成17年(度)分	平成18年(度)分	平成19年(度)分から
所得税(年分)	所得税額の20%相当額 (25万円を上限)	所得税額の10%相当額 (12.5万円を上限)	廃止
町県民税(年度分)	所得割額の15%相当額 (4万円を上限)	所得割額の7.5%相当額 (2万円を上限)	廃止

一方、所得税の税率も従来の4段階から6段階に見直しが行われることから、税源移譲の前後で町県民税の所得割額と所得税額の合計負担額はほとんど変わりません。
 定率減税の税率引き下げおよび廃止
 国の税制改正により、所得税の定率減税は、平成18年分が10%相当額(上限12・5万円)に引き下げられ、平成19年分からは廃止されます。
 町県民税の定率減税は、平成19年度分(19年6月徴収分以降)から廃止されます。

医療費控除
 本人や生計を一にする配偶者、その他の親族のために、平成18年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合には、所得控除を受けることができます。
 なお、支払った医療費に対して保険金などで補てんされる金額は、支払額から差し引かなければなりません。

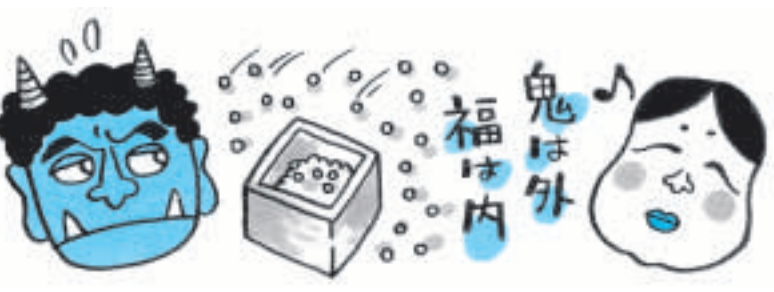
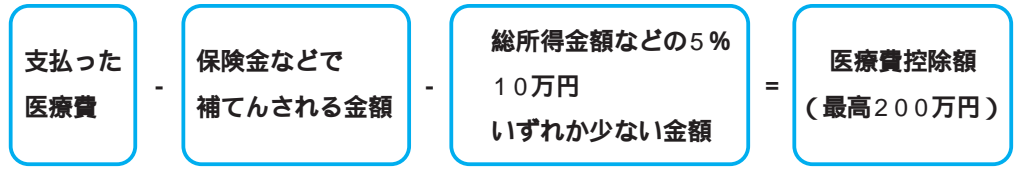
廃止(町県民税)
 65歳以上で前年の合計所得が125万円以下の方に対する非課税措置は、平成18年度分から廃止されましたが、経過措置として一定の条件に当てはまる方には平成19年度分も課税額の3分の1が減額されます。

区分	均等割額	所得割額
標準税率	1000円	4%
新たな負担	300円	0.025%
合計	1300円	4.025%

納税者一人当たりの平均超過負担額・・・年額約950円

県民税の超過課税
 県では、水源環境の保全・再生に継続的に取り組むため、平成19年度から23年度までの5年間にわたり個人県民税の超過課税を実施します。

障害者控除
 本人や配偶者そのほかの親族(配偶者控除や扶養控除を受ける方に限りませんが)、障害者や特別障害者である場合に、一定の金額が控除されます。
 障害者とは、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保険福祉手帳を持つ方など



です。また、寝たきりで複雑な介護が必要な方や、精神または身体に障害のある65歳以上の方で、障害の程度が手帳の交付に準ずるものとして市町村長などの認定を受けている方も該当します。
 町県民税の申告は、町役場 税務課 町民税班(内線) 3272・3273・3274
 (有線) 4851
 所得税の確定申告は、厚木 税務署 ☎ 221 3261
 〒243 8577 厚木市 水引 107

審議会などの委員を募集

町では町民皆さんの声をま
ちづくりを生かすため、各種
の審議会などの委員を次の通
り募集します。皆さんの積極
的な応募をお待ちしていま
す。

応募資格

町内在住または在勤・在学
の方や、町内に事務所・事
業所を持つ方などで、原則
として平日の日中の会議に
出席できる方
ほかの審議会などの公募委
員でない方
町職員および町議会議員で
ない方
町民アイデアまちづくり
事業審査会は、
えて同審査会委員を経験し
ていない方
国民健康保険運営協議会
は、
国民健康保険被保険者の方
応募方法 「審議会等委員応
募申込書」に必要事項を記入
し、直接お持ちいただくか、

郵便・ファクス・電子メール
いずれかの方法で各担当課あ
てにお送りください。
応募申込書のある場所
役場1階町政情報コーナー
および各担当課
半原出張所
中津出張所
文化会館
ラビンプラザ
レディースプラザ
町ホームページ
応募期限 3月6日(火)まで
任期 平成19年4月1日～平
成21年3月31日(2年間)。た
だし、町民アイデアまちづ
くり事業審査会は平成19年4
月1日～平成20年3月31日の
1年間

委員を募集する審議会など

町営住宅管理運営委員会		健康プラン推進協議会		町民アイデアまちづくり事業審査会	
主な設置目的	町営住宅の円滑な運営を図るため、建設・建替えや新規入居者の選考について審議します。	主な設置目的	町健康プランの推進に関することやプランに係る調査・研究をします。	主な設置目的	町民アイデアまちづくり事業に提案された内容を、1次審査、本審査の2回に分けて審査します。
募集人数	1人	募集人数	1人	募集人数	2人
年間開催予定回数	1回程度	年間開催予定回数	2回程度	年間開催予定回数	3～4回
応募申込書の提出と問い合わせ	都市施設課建築班 ファクス(286)4588 ☎内線)3449 電子メール toshi@town.aikawa.kanagawa.jp	応募申込書の提出と問い合わせ	健康づくり課健康づくり班 ファクス(286)5021 ☎内線)3332 電子メール kenko@town.aikawa.kanagawa.jp	応募申込書の提出と問い合わせ	企画政策課企画政策班 ファクス(286)5021 ☎内線)3233 電子メール kikaku@town.aikawa.kanagawa.jp
生涯学習推進協議会		環境審議会		障害者福祉計画推進協議会	
主な設置目的	町生涯学習推進プランの総合的推進に関する事項について協議をします。	主な設置目的	環境基本法の規定に基づき、環境の保全および創造に関する基本的事項などについて調査し、答申などをします。	主な設置目的	町障害者福祉計画の推進に関することや計画に係る調査・研究をします。
募集人数	2人	募集人数	2人	募集人数	1人
年間開催予定回数	2回程度	年間開催予定回数	1回程度	年間開催予定回数	2回程度
応募申込書の提出と問い合わせ	生涯学習課生涯学習班 ファクス(286)4588 ☎内線)3643 電子メール shogaigakusyu@own.aikawa.kanagawa.jp	応募申込書の提出と問い合わせ	環境課環境対策班 ファクス(286)5021 ☎内線)3512 電子メール kankyo@town.aikawa.kanagawa.jp	応募申込書の提出と問い合わせ	福祉課障害福祉班 ファクス(285)6010 ☎内線)3372 電子メール fukushi@town.aikawa.kanagawa.jp
愛川パートナープラン推進協議会		廃棄物対策審議会		国民健康保険運営協議会	
主な設置目的	男女共同参画社会の実現を目指す愛川パートナープランについて、推進を図るための調査・研究などを行います。	主な設置目的	廃棄物の減量および適正な処理に関する事項について調査・審議し、その結果を答申します。	主な設置目的	国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議します。
募集人数	4人	募集人数	3人	募集人数	1人
年間開催予定回数	3回程度	年間開催予定回数	1回程度	年間開催予定回数	2回程度
応募申込書の提出と問い合わせ	生涯学習課生涯学習班 ファクス(286)4588 ☎内線)3643 電子メール shogaigakusyu@town.aikawa.kanagawa.jp	応募申込書の提出と問い合わせ	環境課廃棄物対策班 ファクス(286)5021 ☎内線)3512 電子メール kankyo@town.aikawa.kanagawa.jp	応募申込書の提出と問い合わせ	健康づくり課国民健康保険班 ファクス(286)5021 ☎内線)3338 電子メール kenko@town.aikawa.kanagawa.jp

上記審議会などの委員になった方には、町条例などに基づく報酬・謝金をお支払いします。

「あいかわ町民活動サポートセンター」の登録団体を募集!

町では、ボランティアやNPO(民間非営利団体)、自治会、サークルなど、町民皆さんが自主的・自立的に取り組む公益的な活動を支援する施設として、「あいかわ町民活動サポートセンター」を3月10日にオープンする予定です。

この施設は、公益的な活動の打ち合わせや作業に利用することができます。また、活動に役立つ情報の提供や相談なども行いますので、利用を希望する団体は、事前に登録をお願いします。

登録申請方法

「あいかわ町民活動サポートセンター登録申請書」に必要な事項を記入し、企画政策課へ提出(郵送・ファクスも可)または電子メールで送信してください。3月10日以降は、サポートセンターで受け付けます。

申請書は、企画政策課・町政情報コーナー・半原出張所・中津出張所・文化会館・ラビンプラザ・レディースプラザにあります。

また、3月10日以降はサポートセンターに備え置きません。町ホームページからも取

り出すことができます。

登録対象の団体

登録できるのは次の要件を満たす団体です。

- ・活動が自主的・自立的であること。
- ・活動が営利を目的としないこと。
- ・活動が不特定多数の利益につながるもの(公益的な活動)であること。

ただし、営利目的、宗教的政治的な活動は対象外です。

なお、登録団体が受けられるサービスやサポートセンターが提供する機能など、詳しい情報は、広報あいかわ3月1日号でお知らせする予定です。

問い合わせ 企画政策課企画政策班(内線) 3232
 ファクス 286 5021
 電子メールアドレス
 seisaku@town.aikawakanagawa.jp

「愛川町消防出初式」を開催 消防功労者を表彰

1月6日、町文化会館ホールで新春恒例の「愛川町消防出初式」を開催しました。

当日は悪天候にもかかわらず、同ホールに多くの町民の皆さんが参加する中、消防団員や消防署員、地域や事業所の自衛消防隊などが一堂に集結し、今年一年の安全を祈願するとともに、消防活動における士気の高揚を図りました。

なお、併せて消防功労者に対する表彰も行われ、次の皆さんが受賞しました。(敬称略)

愛川町長表彰

優長部長表彰

愛川町消防団第2分団第3部

一般初期消火等協力者表彰

(平成18年11月9日付け表彰)

川島 誠 門倉 毅 徳田麻衣子 千田孝三 輪島健一 北川 優

神奈川県消防協会厚木市愛甲郡支部長表彰

愛川町消防団第3分団

功績表彰

第1分団第6部 部長 伊從正一 第3分団第1部 副部長 海藤健也 第3分団第1部 班長 大木健次 第3分

団第5部 団員 齋藤広生

愛川町消防団長表彰

消防団員功績表彰

第1分団第1部 班長 小島友五郎 第1分団第2部 部長 鈴木隆夫 第1分団第2部 副部長 伊從哲郎 第1分団第2部 班長 三輪 忍 第1分団第2部 班長 鈴木浩史 第1分団第3部 部長 木藤猛 第1分団第4部 班長 渡邊伸也 第1分団第5部 副部長 甘利正明 第1分団第5部 班長 佐々木稔 第1分団第6部 副部長 梶和夫 第2分団第1部 班長 小野澤忍 第2分団第1部 班長 原 誠一 第3分団第1部 班長 越智卓也 第3分団第2部 副部長 山田禎 第3分団第2部 班長 後藤正之 第3分団第3部 部長 熊坂健一 第3分団第3部 副部長 柳川知邦 第3分団第3部 班長 玉木拓也 第3分団第4部 部長 山根満寛 第3分団第4部 副部長 阿部昌弘 第3分団第4部 班長 大野晋作 第3分団第5部 部長 徳田浩介 第3分団第5部 副部長 梅澤貞人

消防団員永年勤続10年表彰

第1分団第1部 班長 小島友五郎 第1分団第2部 副部長 鈴木隆夫 第1分団第2部 副部長 伊從哲郎 第1分団第2部 班長 三輪 忍 第1分団第2部 班長 鈴木浩史 第1分団第3部 部長 木藤猛 第1分団第4部 班長 渡邊伸也 第1分団第5部 副部長 甘利正明 第1分団第5部 班長 佐々木稔 第1分団第6部 副部長 梶和夫 第2分団第1部 班長 小野澤忍 第2分団第1部 班長 原 誠一 第2分団第4部 副部長 馬場貴宏 第3分団第1部 班長 越智卓也 第3分団第2部 班長 後藤正之 第3分団第3部 班長 玉木拓也 第3分団第4部 部長 山根満寛 第3分団第4部 副部長 阿部昌弘 第3分団第4部 班長 大野晋作

消防団員永年勤続7年表彰

第1分団第1部 班長 中村隆一 第1分団第3部 副部長 村松 誠 第1分団第4部 副部長 菊地原洋一 第3分団第3部 班長 大川昌由 第3分団第3部 班長 黒木博文 第3分団第4部 班長 脇島 毅

一人暮らし老人や生活保護世帯などへ水道料金を助成します

町と県では、一人暮らし老人や生活保護世帯などの皆さんへ、町営水道料金または県営水道料金を助成しています。

町営水道をご利用の方

町営水道を利用し、下表に該当する世帯に対して、水道料金の基本料金と使用料の消費税分を町が助成します。該当される方は申請してください。

申請方法 水道料金領収書・印鑑のほか預金通帳など振込先が分かるもの、また、表のNo. 4～6の世帯はこの他に証書、No. 7・8・10の世帯は手帳をお持ちの上、町福祉課へ申請してください。

なお、No. 6～10の世帯で、平成18年1月1日現在、本町に住居登録していない世帯は、平成18年度の課税証明書も併せて提出してください。（平成18年1月1日現在住民登録していた市町村で発行）

県営水道をご利用の方

県営水道を利用し、表のNo. 3～8・10に該当する世帯、また、重複障害者世帯（中軽度の知的障害者B1・B2、3級の身体障害者、2級の精神障害者のうち2つ以上の障害がある方）は、県営水道の減免制度により、水道料金の基本料金と基本料金に係る消費税分が減免されます。

なお、一人暮らし老人世帯、母子福祉手当受給世帯、寝たきり老人世帯は、県の減免制度の対象になりませんが、町が水道料金を助成しますので、町福祉課に申請してください。

申請方法 上下水道料金領収書（上下水道使用量のお知らせ）および、表のNo. 3の世帯はこの他に決定通知書など、No. 4～6の世帯は証書、No. 7・8・10の世帯は手帳をお持ちの上、厚木水道営業所に備え付けの水道料金減免申請

書に必要な事項を記入し、申請してください。

なお、すでに減免を受けている方で、減免対象にならなくなった場合や転居した場合、厚木水道営業所までご連絡ください。

問い合わせ 町営水道 町福祉課社会福祉総務班 ☎（内線）3379

県営水道 県企業庁厚木水道営業所 ☎ 224 1111



助成対象世帯

No.	世帯	備考
1	一人暮らし老人世帯	65歳以上の一人暮らし老人世帯
2	母子福祉手当受給世帯	町母子福祉手当を受けている世帯
3	生活保護世帯	生活保護法による保護を受けている世帯
4	児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当を受けている世帯
5	特別児童扶養手当受給世帯	特別児童扶養手当を受けている世帯
6	遺族基礎年金受給世帯	遺族基礎年金を受けている世帯 町営水道の場合は、上記に加え町民税が非課税または均等割のみ課税された世帯
7	知的障害者世帯	重度(A1・A2)の知的障害者がいる世帯 町営水道の場合は、上記に加え町民税が非課税または均等割のみ課税された世帯
8	身体障害者世帯	重度(1級・2級)の身体障害者がいる世帯 町営水道の場合は、上記に加え町民税が非課税または均等割のみ課税された世帯
9	寝たきり老人世帯	寝たきり老人がいる世帯で、町民税が非課税または均等割のみ課税された世帯
10	精神障害者世帯	1級の精神障害者がいる世帯 町営水道の場合は、上記に加え町民税が非課税または均等割のみ課税された世帯

人権問題の相談相手・人権擁護委員

鈴木忠雄さん、諏訪部勲さんが再任

人間関係をめぐるトラブルや家庭内の問題など、さまざまな人権相談に応じる人権擁護委員に、鈴木忠雄さんと諏訪部勲さんが法務大臣から1月1日付で委嘱されました。現在、人権擁護委員は5名です。お気軽にご相談ください。

人権擁護委員（敬称略）

鈴木忠雄（春日台）

諏訪部勲（角田）

荻田允子（田代）

内藤浩田（半原）

原多壽子（中津）

問い合わせ 住民課住民相談班（内線）3319



諏訪部勲さん



鈴木忠雄さん

相談窓口

相談内容	会場	開催日時
なやみごと相談	町役場本庁	偶数月の第2金曜日 午後1時30分～3時30分
夜間なやみごと相談	レディースプラザ	奇数月の第2金曜日 午後7時～9時

新しい子育て支援事業の会員になりませんか

町では、働きながら子育てをしている方や、家庭で子育てに専念している方などを対象に、育児を援助する「愛川町ファミリー・サポート・センター」事業の会員を募集します。

この事業は、育児の援助を受けた方と育児を援助したい方が互いに登録し、援助し合うもので、両会員の仲介は福祉課内の事務局が行います。会員の自発性と責任性を尊重するため、援助の報酬は有償とします。

地域の触れ合いを通じ、子育て支援を進める事業です。皆さん奮って登録してください。

登録できる方の要件

育児の援助を受けたい方は「依頼会員」として、育児を援助したい方は「提供会員」として登録してください。また、両方の会員として登録することもできます。

登録後は、保育施設などとの連絡や事前打ち合わせ、研修会などを行い、会員同士の信頼関係を築いていきます。

依頼会員

・町内在住または在勤の方
・育児の援助を受けたい

方
・生後3カ月から小学校3年生までの子どもを持つ方
提供会員

・町内在住で、育児に理解と熱意があり、積極的に援助活動ができる健康な方（資格・経験・性別は問いません）

援助する内容

提供会員は、次の援助を行います。

- ・保育所・幼稚園・小学校・学童保育の開始前や終了後に子どもを預かること、または送迎すること。
- ・冠婚葬祭などのとき、一時的に子どもを預かること。
- ・そのほか、依頼会員への必要な援助など。

子どもを預かる場所は、原則として提供会員の自宅です。

報酬は有償です

援助の報酬は、依頼した援助が終了したときに、依頼会員が提供会員に支払います。また、子どもの援助に係る費用（送迎のための交通費やおやつ代など）は、依頼会員の実費負担とします。

援助活動中の補償制度があります

会員が安心して援助活動ができるよう、会員は町の負担

で「ファミリー・サポート・センター補償保険」に加入していただきます。

登録受け付けは福祉課です

会員の登録受け付けは、福祉課で行います。その際、簡単な面接を行いますので、時間にゆとりを持ってお越しください。また、提供会員になる場合には、適切な援助ができるよう町の指定する研修を後日受講していただきます。

募集開始は2月から

2月1日（木）から28日（水）までの土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

問い合わせ 福祉課児童福祉班（内線）3379



バランスシートと行政コスト計算書

町では、財政状況をより分かりやすくお知らせするため、健全な財政運営を行うための分析指標として、バランスシート(貸借対照表)と行政コスト計算書を作成しています。

バランスシートは、町の資産、負債などの状況を明らかにするもので、資金を何に使ったかを表す「資産」と、その資金をどのように調達したかを表す「負債」、「正味資産」から構成されており、「資産」＝「負債」＋「正味資産」の関係となっています。

行政コスト計算書は、資産の形成につながる町民への行政サービスにどれだけの費用(コスト)が掛かり、それをどのような歳入で賄ったかを表すもので、企業でいう損益計算書に当たります。

バランスシートのあらまし

負債額は少なく資産が多い
平成18年3月末現在、町の資産は約567億円(町民1

人当たり135万円)で、このうち町民が将来負担する額である負債は約85億円(同20万円)、既に負担した額である正味資産は約482億円(同115万円)となっています。

資産は、道路や公共施設、土地などの有形固定資産と、各種基金などの現金や預金などを合計したものです。有形固定資産を行政目的別にみると、道路や公園などの土木費が44%、続いて学校や社会体育施設などの教育費が30%を占めています。一方、負債は地方債や退職給与引当金などを合計したものです。

住民1人当たりの額でほかの市町村と比較すると、本町は負債額が非常に少なく、逆に正味資産や資産の額は、県内でもトップクラスの位置にあります。また資産に占める負債の割合は、前年度より0.1%少ない15.0%でありました。このことから、将来に

重い負担を残さず、多くの資産形成がなされていることが分かります。

行政コスト計算書のあらまし

行政コスト計算書のあらまし
物にかかる経費がトツプ
平成17年度の一般会計では、1年間の行政サービスに約108億円を要し、これを

賄う収入合計が約106億円でした。この不足分は、基金などの一般財源などで補てんされています。

内訳では、物件費や維持補修費などの「物にかかるコスト」が約42億と最も多く、次いで人件費などの「人にかかるコスト」が約33億となっています。

前年度と比較すると、全体のコストは、約400万円の

減少となっています。その内訳は、福祉関連の扶助費などの「移転支的コスト」が約1億8千万円の増加となりましたが、「人にかかるコスト」が約1億7千万円の減少、公債費(利子分のみ)などの「その他のコスト」が約2千万円の減少となり、全体のコストを引き下げる結果となっています。

問い合わせ 企画政策課財政班(内線)3236

借 方			
	平成17年度	平成16年度	増 減
【資産合計】	56,761,298 (1,350)	56,967,187 (1,332)	205,889 (18)
1 有形固定資産	51,228,585 (1,219)	52,072,057 (1,218)	843,472 (1)
(うち土地)	21,181,474 (504)	21,046,279 (492)	135,195 (12)
2 投資等	2,556,830 (61)	2,502,445 (58)	54,385 (3)
3 流動資産	2,975,883 (70)	2,392,685 (56)	583,198 (14)
資産合計	56,761,298 (1,350)	56,967,187 (1,332)	205,889 (18)

貸 方			
	平成17年度	平成16年度	増 減
【負債合計】	8,529,292 (203)	8,630,156 (202)	100,864 (1)
1 固定負債	7,801,574 (186)	7,876,247 (184)	74,673 (2)
2 流動負債	727,718 (17)	753,909 (18)	26,191 (1)
【正味資産合計】	48,232,006 (1,147)	48,337,031 (1,130)	105,025 (17)
1 国庫支出金	4,768,977 (113)	4,936,053 (115)	167,076 (2)
2 県支出金	1,984,475 (47)	2,052,653 (48)	68,178 (1)
3 一般財源等	41,478,554 (987)	41,348,325 (967)	130,229 (20)
負債・正味資産合計	56,761,298 (1,350)	56,967,187 (1,332)	205,889 (18)

()内は町民1人当たりの額。4月1日現在の人口統計人口で算出。

平成17年度行政コスト計算書(要約)

(単位:千円)

区 分	平成17年度	平成16年度	増 減
1 人にかかるコスト (人件費、退職給与引当金繰入など)	3,282,268(78)	3,449,557(81)	167,289(3)
2 物にかかるコスト (物件費、維持補修費、減価償却費)	4,245,508(101)	4,242,688(99)	2,820(2)
3 移転支的コスト (扶助費、補助費など、繰出金、普通建設事業費)	3,046,526(73)	2,866,732(67)	179,794(6)
4 その他のコスト (災害復旧費、公債費(利子分のみ)、不納欠損額)	232,159(5)	251,064(6)	18,905(1)
計	10,806,461(257)	10,810,041(253)	3,580(4)

収入項目	平成17年度	平成16年度	増 減
1 使用料・手数料など (分担金及び負担金、財産収入、寄附金を含む)	507,739(12)	506,273(12)	1,466(0)
2 国庫(県)支出金	761,827(18)	846,313(20)	84,486(2)
3 一般財源 (地方税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金など)	9,289,884(221)	8,836,603(206)	453,281(15)
計	10,559,450(251)	10,189,189(238)	370,261(13)

正味資産国庫(県)支出金償却額	377,240	389,088	11,848
期首一般財源など	41,348,325	41,580,089	231,764
期末一般財源など	41,478,554	41,348,325	130,229

普通建設事業費のうち、町の資産形成につながる他団体などへの補助金などを計上。

()内は町民1人あたりの額。4月1日現在の人口統計人口で算出。

平成18年中の火災発生状況

平成18年中に町内で発生した火災は23件で、最も多かったのは建物火災で8件、次いで車両火災の7件でした。

出火原因では、「放火」および「放火の疑い」が6件となっています。放火の大半は、夜間の人目の付きにくい場所が多く発生しています。建物の周囲には燃えやすい物を置かないよう、整理整頓に努めましょう。また、空き屋や物置は管理を厳重にしましょう。



消防団員を募集

あなたも消防団員の一員になりませんか。

地域に密着している消防団は、地域防災の要として各種災害から尊い人命と財産を守り続けており、住民の方から厚く信頼されています。

町の安全を守るためには、消防団員の力が欠かせません。地域を愛し、高い防災意欲をお持ちの皆さんの消防団への加入を心からお待ちしています。

悪質な訪問販売にご注意ください

住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことにより、今後、悪質な訪問販売をめぐるトラブルが予想されます。町や町消防本部が皆様のご家庭を訪問し、住宅用火災警報器を販売することは一切ありません。不審な訪問販売は、はっきり断りましょう。また、おかしいと思ったら簡単にサインや押印はせずに、早めに町消費生活相談窓口にご相談しましょう。

町消費生活相談窓口(住民課住民相談班) ☎(内線)3319
開設日 毎週月曜日・木曜日
開設時間 午前10時～正午 午後1時～4時

問い合わせ 消防本部 ☎285 3131

口座振替で前納する場合は、6カ月前納(4月～9月分)を希望する方は、年金手

口座振替で前納する場合は、6カ月前納(4月～9月分)を希望する方は、年金手

前納の種類	対象月分
1年前納	平成19年4月～平成20年3月分
6カ月前納	平成19年4月～9月分
	平成19年10月～平成20年3月分

国民年金には、保険料を前もって1年分や半年分まとめて納める前納制度があり、毎月納付するよりも保険料が割引になります。

国民年金保険料
前納すると割引されます

帳など年金番号の分かるものほか通帳・届出印をお持ちの上、ご利用の金融機関で早めにお申し込みください。

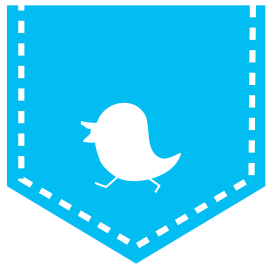
申し込み時期が遅れると前納の口座振替の登録ができない場合もありますので、ご注意ください。なお、手続きは厚木社会保険事務所でも行うことができます。

納付書で前納する場合
納付書で、1年前納または「6カ月前納(4～9月分)」を希望する方は、4月末日(10月～3月分は10月末日)までにお近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

なお、1年前納や6カ月前納以外の前納制度もありますので、希望する方は社会保険事務所へお問い合わせください。納付書をお送りします。

問い合わせ 厚木社会保険事務所 ☎223 7171
町役場長寿課国民年金班 ☎直通)285 6932

子育てプチポケット



このコーナーは、これから親になる方、そして今子育て真っ最中の方に少しでも役立てていただこうと、“親と子の関係”について掲載しています。

アイ・ラブ・子育て！

「子育てって楽しいな、子どもってかわいいな」と思えることを願って...

子どもの声を聞き逃さないで(幼児編)

幼児は赤ちゃんと違い、自分の意志や欲求を言葉で周りの人に伝えることができます。忙しくても子どもの声や言葉には反応し、耳を傾けて、その思いを受け止めてあげましょう。

子どもは、お母さんと言葉のキャッチボールをすることで楽しい時間を過ごせます。また、こうした時間の積み重ねが、自分が大切にされているという子どもの思いにつながっていきます。



子育て支援センター“あい”情報

移動子育てサロン

第1・第3火曜日 レディースプラザ

2月6日・20日

3月6日・20日

第1・第3金曜日 ラビンプラザ

2月2日・16日

3月2日・16日

時間はいずれも午前9時30分～11時30分

(祝日は休み)

子育て「ホッ」とタイム

初めての方も、ぜひお越しください。

日時 2月23日(金) 午前10時30分～11時30分

内容 おはなし会

会場 子育て支援センター

日時 3月9日(金) 午前10時30分～11時30分

内容 お楽しみ会

会場 子育て支援センター

問い合わせ 子育て支援センター ☎285-8345(やさしいこ)

お楽しみクイズ

今月号の広報あいかわを読んで、クイズに挑戦してください。正解者の中から抽選で5人の方に、図書カード(1,000円分)をプレゼントします。

昨年12月、町内の中学2年生がさまざまな事業所などで職場体験をしました。

さて、参加した中学生の人数は、次の～のうちどれでしょうか。

300人 350人 419人

応募方法 町内在住の方で、1人1通に限ります。はがきに答え・住所・氏名・年齢・電話番号・本誌のご感想を記入の上お送りください。(ファクス可)
締め切り日 2月7日(水)当日消印有効

あて先 〒243-0392 角田251-1
愛川町役場総務課広報広聴班
ファクス(286)5021

正解と当選者は3月1日号でお知らせします。

101にちら図書館デズ

話題の本

百まいのドレス

エレナー・エステイス

月下の恋人

浅田 次郎

時を巡る肖像

柄刀 一

心ゆたかな四季ごよみ

吉沢 久子

世界は単純なものに違いない

有吉 玉青

問い合わせ 図書館 ☎ 直通)285-6963

スポーツ

スポーツ施設の抽選予約

スポーツ施設の利用予約は、スポーツ施設予約システムをご利用ください。

2月中は5月利用分の抽選予約ができ、抽選結果は、3月2日(金)から確認できます。また、メールアドレス登録者には、当・落選の結果をメールで送信しますので、当選者は3月末日までに本予約を行ってください。末日までに本予約をしなかった場合は、翌日から空き施設として開放します。

予約できるスポーツ施設

田代運動公園・三増公園(テニスコートのみ)・第1号公園体育館・中津工業団地第1号公園・中津工業団地第2号公園・坂本運動場・志田運動場・小沢ソフトボール場・坂本体育館

野球場・ソフトボール場(坂本運動場・志田運動場・小沢ソフトボール場は除く)は、2月末日まで芝生の養生期間のため使用できません。

町立体育館の4月分予約は、第1号公園体育館の事務所で受け付けます。

厚木市・清川村のスポーツ施設も抽選予約できます。

問い合わせ スポーツ・文化振興課スポーツ振興班 ☎ 直通)285 - 6958

相談

法律相談

2月2日(金)・16日(金) 午前10時～午後3時。役場相談室で弁護士が相談に。3月は2日(金)と16日(金)を予定。相談を希望する方は電話予約を。予約の受け付けは、相談日の11日前の月曜日から開始。(月曜日が祝日の場合は翌日) 住民課 ☎ 内線)3319(有線)4822

消費生活相談

2月1日、5日、8日、15日、19日、22日、26日の午前10時～午後4時。役場相談室で消費生活専門相談員が相談に。(電話相談可)

交通事故相談

2月21日(水) 午後1時～4時。役場相談室で交通事故専門相談員が相談に。相談を希望する方は住民課へ電話予約を。

なやみごと相談

2月9日(金) 午後1時30分～3時30分。役場相談室で人権擁護委員、行政相談委員が相談に。(電話相談可)

行政書士相談

2月8日(木) 午後1時～4時。役場相談室で神奈川県行政書士会厚木支部の会員の方が相談に。

司法書士法律相談

2月14日(水) 午後1時～4時。役場相談室で神奈川県司法書士会厚木支部の会員の方が相談に。相談を希望する方は住民課へ電話予約を。

教育相談

不登校・校外生活・非行・就学相談など <来所相談> 祝日・年末年始を除く毎週月曜・火曜・木曜・金曜日の午前9時～午後4時。役場教育開発センターで、教育相談員が相談に。

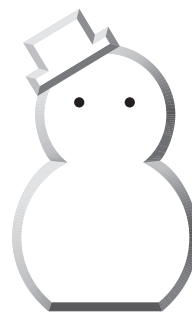
<出張相談> 2月5日(月)にレディースプラザで、2月19日(月)にラビンプラザでいずれも午前10時～午後3時までに行います。

<電話相談> 土曜・日曜・祝日・年末年始を除く毎日、教育開発センター ☎ (直通)206 - 1061で受け付けています。

相談指導教室およびスクールカウンセラー相談に関することも、同センターにお問い合わせください。

ハローワーク就労相談会

2月8日(木)の午前10時から午後3時まで、役場1階相談コーナーでハローワーク職員が相談に。商工観光課勤労福祉班 ☎ (内線)3523 (有線)4782



不用品情報

譲りたい(無償で)

菊作り用鉢 チャイルドシート ジュニアシート 編み機(シルバー社製・プラザー社製) 電子オルガン

譲りたい(価格相談で)

CDラジカセ ギター(2台あり) 米貯蔵缶(5俵入り・2缶)

譲ってほしい(無償で)

愛川幼稚園制服(男児・130cm・帽子など) 三輪車(ピンク・赤) 二段ベッド

連絡先 住民課住民相談班 ☎ 内線)3319

今月の休日納税窓口

2月25日(日)

午前8時30分～午後5時

役場1階税務課で、町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税が納められます。

今月の納税・納付

固定資産税	第4期分
国民健康保険税	第9期分
介護保険料	第9期分

納期限 2月28日(水)
納税は便利な口座振替で

臨時保育士の登録を受け付け

町では、町立保育園で働いていただく臨時保育士の登録を受け付けています。

勤務日 月曜日から金曜日までの週5日間
勤務時間

午前8時30分～午後5時15分

午前8時30分～午後0時30分

午後0時30分～5時

午後3時30分～6時30分

資格 保育士資格を持つ方。

選考 産休・育休などにより保育士が欠員となった場合、登録者の中から選考させていただきます。

申し込みと問い合わせ 福祉課児童福祉班 ☎内線 3380

「私の散歩道」を募集

町では、日ごろ皆さんが健康づくりのため歩いているコースを、「私の散歩道」として広報誌などで紹介する予定です。お気に入りのコースやウオーキングに最適なコースがありましたら、奮ってご応募ください。

募集期間 2月1日(木)～20日(火)

応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、健康づくり課健康づくり班へ郵送・ファクス、または電子メールで提出してください。応募用紙の設置場所 健康づくり課・半原出張所・中津出張所・文化会館・ラビンプラザ・レディースプラザで配布しているほか、町ホームページからも取り出せます。

問い合わせ 健康づくり課健康づくり班 ☎(内線) 3332～3335

電子メールアドレス

kenko@town.aikawa.kanagawa.jp

振り込め詐欺にご注意を

振り込め詐欺による被害が後を絶ちません。最近では、劇場型という、複数の人が役割分担して電話をかけてくる手口が増え、相手が次々に変わるため、本人かどうかを確認するすきを与えないといわれています。また、相手の名前を聞く余裕もなくなり、いつの間にか相手を家族と信じ込み、「お金を振り込まなくては」という心理に陥ってしまうようです。

そうならないためにも、もし電話がかかってきたらどうするかなど具体的な対策が必要です。ナンバー・ディスプレイ(着信

番号を表示する機能 対応の電話機にする、家族の合い言葉を決めておくなど、日ごろから話し合っておきましょう。怪しい電話がかかってきても、まず落ち着いて対応しましょう。

問い合わせ 住民課住民相談班 ☎(内線) 3319または厚木警察署 ☎223 0110

ひょうたんを栽培してみませんか

ひょうたん作りに興味をお持ちの方や栽培したい方に、ひょうたんの苗を無料で配布します。

町では平成19年度ふるさとまつりで、「第2回ひょうたんコンテスト」の開催を予定しています。自分で育てたひょうたんを加工し、コンテストに出品してみたい方がですか。

配布人数 町内在住の方30人

応募者多数の場合は抽選になります。

配布数 1人当たり苗2本

配布時期 5月中旬を予定(お申し込みの方にご連絡します)

申し込みと問い合わせ 2月7日(水)までに、農政課農政班へお申し込みください。

☎直通 285 - 6952

知的障害のある方の療育手帳

療育手帳は、知的障害のある方がさまざまな制度やサービスを利用でき、暮らしやすくすることを目的に交付されます。等級は障害の程度により4段階に等級区分され、その等級によって医療費の助成やタクシー券の受給、公共料金の割引引きなど、受けられるサービスが異なります。

申請場所 福祉課障害福祉班

住所や保護者の変更、金融機関を変更したときも手続きが必要で、

交付・障害等級の判定

18歳以上の方は神奈川県総合療育相談センター

18歳未満の方は厚木児童相談所

交付までに1～2カ月かかります。

問い合わせ 福祉課障害福祉班 ☎(内線) 3372・3373

インターネット安全教室

だれでも手軽にインターネットに接続できるようになった今日、ウイルス感染、個人情報の漏えい、詐欺行為、プライバシー侵害など、情報犯罪の被害に遭う危険性が

ますます高くなっています。

こうしたことから、県ではどうすればインターネットを安全で快適に使うことができるか、また被害に遭ったときの対処方法などを学習するインターネット安全教室を開催します。

日時 3月2日(金) 午後2時～4時

受付開始: 午後1時30分～

会場 厚木市ヤングコミュニティセンター5階大会議室

厚木市中町1-1-3 ☎221-1110

本厚木駅東口より徒歩1分

定員 80人 希望者多数の場合は抽選になります。

申し込みと問い合わせ 氏名、電話番号および居住する市町村名を明記の上、2月16日(金)までにはがき、ファクス、インターネットでお申し込みください。電話でも受け付けています。

〒243-0004

厚木市水引2-3-1

神奈川県泉央地域県政総合センター県民課 ☎224 1111 (内線) 2122

ファクス225-1743

ホームページURL <https://shinsei-p.e-kanagawa.lg.jp/kouza/kanagawa.html>

未就学児(1歳以上)の一時保育を行います。希望する方は、児童氏名と年齢を記載し、2月16日(金)までにお申し込みください。

ごはん食普及推進事業 料理講習会

日時 2月24日(土) 午前10時～

会場 農村環境改善センター生活改善室

内容 ひな祭り用ちらしずしなど

対象・定員 町内在住または在勤の方20人

応募者多数の場合は抽選になります。小学生は、保護者と一緒に参加できます。

講師 愛川町食生活改善推進団体「味彩会」の皆さん

参加費 無料

持ち物 ふきん・エプロン・三角巾・筆記用具

申し込みと問い合わせ 2月9日(金)までに農村環境改善センターへお申し込みください。☎281 2829 (有線) 4580

毎週月曜日は休館日です。

文化会館 催し案内

ホール

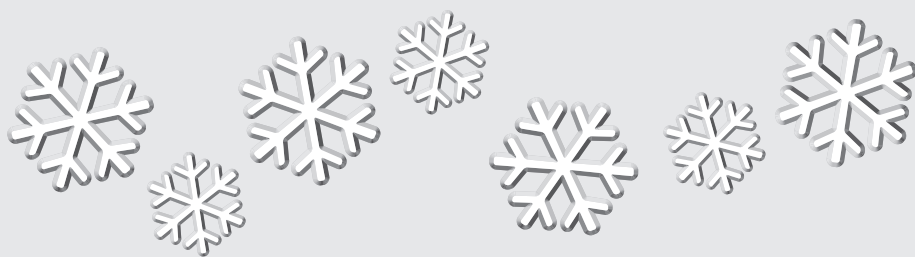
月日	催し	開演	終演	主催	入場
2/2 (金)	愛川町14歳立志式	13:30	16:30	愛川町・愛川町教育委員会・愛川東中学校・愛川中学校・愛川中原中学校	関係者
2/4 (日)	第3回“A・I・K・A・W・A” ~薫風祭~	13:30	15:00	愛川高等学校 ☎286-2871	無料 (先着535人)
2/12 (月)	愛川幼稚園 新春のつどい (音楽会と遊戯会)	10:00	12:00	愛川幼稚園 ☎281-1237	無料 (先着535人)
2/17 (土)	愛川町PTA連絡協議会 活動研究大会	13:30	16:00	愛川町PTA連絡協議会・高峰小学校 ☎281-0389	関係者
2/25 (日)	第7回子どもフェスタ21	13:00	16:30	学区協育委員会・中津第二小学校 ☎285-2960	無料 (先着535人)

展示

月日	催し	主催	備考
2/4(日)まで	“A・I・K・A・W・A” ~薫風祭~ 展示部門	愛川高等学校 ☎285-2871	
2/7(水)~ 2/16(金)	愛川幼稚園書初め展(年長児)	愛川幼稚園 ☎281-1237	初日は午後から 最終日は午前まで
2/7(木)~ 2/19(月)	愛川町職員文化展	愛川町職員親睦会	最終日は 16:00まで
2/11(日)~ 2/21(水)	書初め入選展	梅澤 ☎285-0656	最終日は 16:00まで
2/21(水)~ 2/26(月)	第23回(平成18年度)緑の書道 コンクール作品展	都市施設課 ☎285-2111	
2/24(土)~ 3/11(日)	愛川町歴史資料展	スポーツ・文化振興課 ☎285-2111	

展示会場はすべて1階で、入場は無料です。通常の展示時間は午前9時から午後5時までです。

問い合わせは直接主催者をお願いします。



お知らせ

町立小・中学校の「学習活動サポーター」を募集

町立小・中学校の学習活動などの中で、教員とともに児童・生徒の学習を指導する「学習活動サポーター」を募集します。

勤務期間 4月1日~平成20年3月31日
勤務時間 毎週月曜から金曜日までの週5日。原則として1日6時間勤務

募集人員 若干名

応募資格

教員免許または保育に関する資格がある方、またはこれらの資格を1年以内に取得見込みの方

小・中学校教育へ熱意のある方

応募方法 2月15日(木)までに顔写真を張った自筆の履歴書(市販のもの)を、教育委員会教育総務課へ提出してください。

問い合わせ 教育委員会教育総務課 ☎ 直通 ☎285-6957

登録方式による臨時職員募集

町では、一般事務などに従事できる方を登録方式による臨時職員として募集します。今年4月から平成20年3月末までの1年間を登録期間としてあらかじめ登録し、行政需要に応じて雇用させていただくものです。

募集期間 2月13日(火)から20日(火)までの土曜・日曜を除く午前9時から午後5時まで。

応募要件 昭和22年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方

応募方法 顔写真を張った自筆の履歴書(市販のもの)を、総務課総務班へ提出してください。

問い合わせ 総務課総務班 ☎ 直通 ☎285-6968

「布えほん展」を開催

手作りの布絵本を展示します。布の手触りを楽しんでみませんか。

日時 2月2日(金)~19日(月) 午前9時30分~午後6時

会場 町図書館「こどものへや」

問い合わせ 図書館 ☎ 直通 ☎285-6963

「はたちの献血」キャンペーン

新たに成人の日を迎えた「はたち」の若者を中心に、広く献血への理解を求め、冬季における献血者の確保を図るため、1月1日から2月28日までの2カ月間、「はたちの献血」キャンペーンが実施されています。

皆さん一人一人の小さな優しさで、尊い生命が救われます。温かいご協力をお待ちしています。

キャンペーン期間中の献血(町内)

日時 2月27日(火) 午前10時~正午、午後1時~3時

会場 愛川町役場前広場

実施団体 愛川町

問い合わせ 健康づくり課予防班☎(内線) 3335

女性のための保健医療相談

女性の活躍する場の広がりに伴い、人間関係や育児・介護などのストレス、健康上の悩みを感じる方が増えています。町では、こうした方が気軽に相談できるよう、女性医師による保健医療相談を開催します。

日時 2月15日(木) 午後1時~3時

相談は1人20分程度です。

会場 町保健センター

対象 町内在住の女性

内容 女性医師(小児科)による健康相談

申し込みと問い合わせ 1日4人の予約制です。健康づくり課健康づくり班☎(内線) 3333へお申し込みください。

町民健康相談

日時 2月19日(月) 午前9時~11時

会場 町保健センター

対象 町民の方

内容 保健師・栄養士・看護師による健康相談、身体測定、体脂肪測定、血圧測定、尿検査など

問い合わせ 健康づくり課健康づくり班☎(内線) 3333

予約の必要はありませんので、ご希望の方は当日直接会場へお越しください。

県厚木保健福祉事務所からのお知らせ

県厚木保健福祉事務所を会場に、健康・福祉に関する相談、検診などを実施しています。事前に電話で予約をしてください。申し込みと問い合わせ 県厚木保健福祉事務所☎224 1111

専門医による精神保健および認知症相談

内容 心の病気の治療や再発予防、認知症についての相談

アルコール・薬物・シンナーなどの依存症の相談も行います。

期日 2月5日(月)・7日(水)・14日(水)・21日(水)

時間 午後1時30分~4時

2月7日(水)は愛川町福祉センターで開催

栄養専門相談

内容 病気の方などの食事相談

期日 2月6日(火)・20日(火)

時間 午前9時30分~午後4時

障害児者のための歯科相談

対象 心身に障害のある方

期日 2月1日(木)

時間 午後1時30分~2時

エイズ無料検査

期日 第1・第3月曜日

時間 午後1時30分~3時

電話相談は随時行っています。

HIV検査目的の献血は、輸血を受ける方に感染を引き起こす可能性がありますので、絶対に行わないでください。



保健師から一言

がんにならない・負けない
神奈川づくり

生活習慣を見直して、胃がん・大腸がんを予防しよう

平成15年の県衛生統計年報によると、本町の死因の第1位は「がん」で、全体の約3割を占めています。また、平成10年~14年の標準化死亡比(人口の年齢構成により調整した死亡率で、全国標準値を100としたもの)でも、全国の標準値より特に高かったものは、男性では、脳血管疾患・胃がん、女性では、脳血管疾患・心疾患・胃がん・大腸がんとなっています。

胃がんを予防するために

胃がんの主な自覚症状は、食欲減退、胃もたれ・つかえ、胃の痛み、吐きなどです。

塩分の取り過ぎと熱い料理や飲み物は控えましょう

塩分を取り過ぎたり熱い料理や飲み物を食べたり飲んだりすると、胃の粘膜が荒らされ胃がんの危険性を高めるといわれています。

調理や食卓では塩の使用を控え、調味料に酢や香辛料を取り入れるなど、食べ方を工夫しましょう。また、熱いものは冷ましてから食べたり、飲んだりしましょう。

大腸がんを予防するために

大腸がんの主な自覚症状は、下痢、便秘、便に血が混じる、便が細くなる、貧血などです。

動物性脂肪を控え、定期的に運動し、トイレは我慢しないようにしましょう

バターやチーズ、肉の脂身など動物性脂肪を多く含む食品を取り過ぎると胆汁が多く分泌され、胆汁に含まれる胆汁酸が大腸がんの危険性を高めるといわれています。できるだけ動物性脂肪を控え、野菜や豆類などの食物繊維を多く取るようにしましょう。また、便秘をすると便に含まれる発がん物質が大腸粘膜に長く接触するため、大腸がんの発生の危険性を高めるといわれています。規則正しい排便習慣を身に付けましょう。

胃がんや大腸がんは検診で発見されやすく、早期に発見すれば治療率が高くなっています。早期にがんを発見するため、定期的に検診を受けましょう。

マタニティー・セミナー(冬コース)

日時 2月19日・26日・3月5日・12日
午後1時10分～4時(2日目のみ午前10時～午後1時)

4日間1コース(すべて月曜日)

会場 町保健センター(2日目のみレディースプラザ)

対象 初めて出産する方とご家族

持ち物 母子健康手帳、筆記用具

申し込みと問い合わせ 予約が必要ですので、健康づくり課予防班☎内線)3335へお申し込みください。

内容

期 日	内 容
【1日目】 2月19日(月)	オリエンテーション・自己紹介 妊娠～分娩経過と過ごし方～ 妊婦体操・ハンドマッサージ・交 流会 運動のできる服装、バスタオル、 テキスト代(400円)をお持ちください。
【2日目】 2月26日(月)	妊娠中の食事について 調理実習・試食 <small>きん</small> エプロン、三角巾、材料費(400 円)をお持ちください。
【3日目】 3月5日(月)	お母さんと赤ちゃんの歯について 産後の生活・赤ちゃんの世話について 赤ちゃんに触れ合おう!子育て 支援センターへ訪問 マタニティーセミナーOBの皆さん との交流 歯ブラシをお持ちください。
【4日目】 3月12日(月)	ファミリープラン(家族計画) 沐浴実習・VTR上映 ご都合のよい方はご夫婦でお 越しください。

ぱくぱく幼児食講習会

簡単にできる幼児食をお子さんと一緒に作りながら、幼児期の食事について学びます。

日時 2月27日(火) 午前10時～正午

会場 町保健センター

対象 3歳から4歳までの親子

定員 親子10組

内容 食・生活習慣についての話や簡単な調理実習と試食

持ち物 母子健康手帳、筆記用具、エプロン、三角巾きん、調理実習材料代(200円)

申し込みと問い合わせ 予約制ですので、2月23日(金)までに健康づくり課健康づくり班☎内線)3335へお申し込みください。

乳幼児の健康診査

受け付け

4カ月児、10カ月児：午後1時30分～2時15分

1歳6カ月児、3歳6カ月児：午後1時15分～2時15分

会場 町保健センター

問い合わせ 健康づくり課予防班☎内線)3335

日程

対 象	期 日	持 ち 物
4カ月児 (平成18年 10月生まれ)	3月6日 (火)	母子健康手帳、 アンケート
10カ月児 (平成18年 5月生まれ)	3月8日 (木)	母子健康手帳、 アンケート
1歳6カ月児 (平成17年 8月生まれ)	3月9日 (金)	母子健康手帳、 アンケート、 歯ブラシ、タオル
3歳6カ月児 (平成15年 8月生まれ)	3月13日 (火)	母子健康手帳、 アンケート、 歯ブラシ、タオル、 当日の朝の尿、 視力・聴力の調査票 (記入済みのもの)

対象者には2月下旬に必要な書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

お子さんの歯科保健指導

お子さんに虫歯はありませんか?虫歯をなくして丈夫な体をつくりましょう。

会場 町保健センター

持ち物 母子健康手帳・アンケート・歯ブラシ・タオル・コップ

問い合わせ 健康づくり課予防班☎内線)3335

日程

歯科保健指導	期 日	対 象	受け付け
むしばいばい (虫歯予防) 教室	2月22日 (木)	平成18年 1月生まれ	午前9時 30分～ 10時
2歳児 歯科検診	2月22日 (木)	平成16年 7月生まれ 平成17年 1月生まれ	午後1時 15分～ 2時15分

育児について心配のある方は、保健師・

栄養士が相談をお受けします。

むしばいばい教室の終了時間は、午前11時30分ごろになります。

2歳児歯科検診では、身長・体重測定も行っています。



乳幼児突然死症候群を予防しよう

乳幼児突然死症候群(SIDS)とは、元気ですくすく育っていた赤ちゃんが、眠っている間に突然亡くなる病気のことです。日本では、4,000人に1人の割合で起こるといわれ、生後2カ月～6カ月児に多く、まれに1歳以上でも発症することがあります。

現在のところその原因は分かっていますが、次の3つの項目を守ることで発症率を抑えることができると数々の研究で明らかになっています。

寝かせるときは「あおむけ寝」で

うつぶせ寝が乳幼児突然死症候群を起こすものではありませんが、「うつぶせ寝の方が乳幼児突然死症候群の危険性が高まる」という結果が出ています。医学的な理由によりうつぶせ寝を勧められている以外は、あおむけで寝かせましょう。

授乳はできるだけ「母乳」で

「母乳で育てられた赤ちゃんは乳幼児突然死症候群の危険性が低い」といわれています。ミルクが直接乳幼児突然死症候群を引き起こすことはありませんが、できる限りお母さんの母乳で育てることをお勧めします。

たばこをやめて、「クリーンな空気」を

「両親ともに喫煙者の場合、乳幼児突然死症候群の危険性が高い」というデータがあります。妊婦さん自身の喫煙はもちろん、赤ちゃんのそばでの喫煙は避けましょう。問い合わせ 健康づくり課予防班☎内線)3335

サミんなの サークルファイル

【愛川高等学校和太鼓部】

心に響きわたる鼓動

県立愛川高等学校には、日本に古くから伝わる楽器の和太鼓を演奏する部活動「和太鼓部」があります。文化祭での発表のほか、学校以外の行事などでも演奏していますが、県内では和太鼓部のある高校は少なく、わずか数校しかないとのこと。

この部活で活動する皆さんは現在5人。全員が初心者ですが、進学準備などで引退した7人の3年生から部を引き継ぎ、毎日練習に励みながらさわやかな汗を流しています。

「先輩たちから受け継いだ和太鼓はわたしたちの宝、大切に使っています」と話す部長の作井晶さんも、入学して初めて和太鼓に触れた一人。新入生を前に、ステージ上で力いっぱい演奏する先輩たちの姿に感動したことが和太鼓部への入部を決めるきっかけとなりました。悩みは、部員が少ないことだそうですが、持ち前のリーダーシップで仲間たちを引っ張ります。

和太鼓の演奏で難しいところは、全員の音を合わせるのだといいます。しかし、「練習を重ね、部員の呼吸がぴったり合っただけで音の気分は最高！」と話す皆さんの大きな目標は、年に2回開催されている県大会での入賞です。

毎日の練習で手にはたくさんのおまげがで、運動量もほかのスポーツ競技に負けないくらい多いという和太鼓の演奏。これからも躍動感あふれる演奏で、日本の伝統文化を演奏し続けることでしょう。



お知らせ

サークルファイルでは、皆さんからの投稿を募集しています。掲載希望の方は、総務課広報広聴班(内線)3221まで。



このコーナーでは、あなたの自慢の作品を紹介させていただきます。家族やペットの写真・自作のイラストなどをお送りください。(営利目的や宗教・政治色が強いものは掲載できません)

応募方法 町内在住の方で、作品と住所・氏名・年齢・電話番号・作品の解説などを明記の上お送りください。電子メールでも受け付けています。

あて先 〒243-0392 角田251-1

愛川町役場総務課広報広聴班

電子メール koho@town.aikawa.kanagawa.jp



生後1カ月、好奇心旺盛で、いたずら盛りです。
(片岡さん)

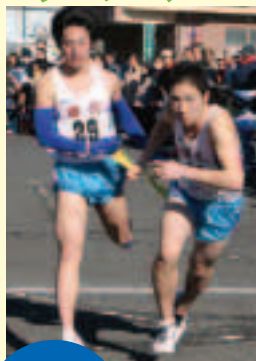


河口湖・もみじ回廊より見た富士山です。
(新井梅代さん)

トピックス



大成保雄さん宅



大会4連覇の田代区Aチーム

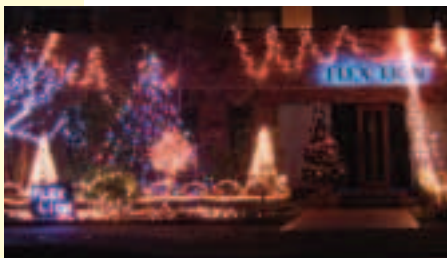
イ

イルミネーションコンクール2006
最優秀賞は、大成保雄さんとフレックスライオンさん

このほど、美しいイルミネーションで住宅や店舗などを華やかに飾り付け、地域の活性化を図る町観光協会主催の「イルミネーションコンクール2006」が行われました。

表彰式は12月23日、半原の特設会場で開催され、入賞者の皆さんには、山田登美夫町長（町観光協会会長）らから、記念のトロフィーなどが贈られました。

このコンクールには、個人の部に18件、法人の部に7件の応募があり、個性的で美しいイルミネーションが多い中、町観光協会役員により、



フレックスライオンさん

完成度やデザイン、アイデアなどさまざまな項目から審査されました。

入賞者の皆さん(敬称略)

【個人の部】

最優秀賞 大成保雄(半原)
優秀賞 高橋哲男(角田)
高橋一郎(角田)

【法人の部】

最優秀賞 フレックスライオン(角田)
優秀賞 大智ガーデン「美木彩」(半原)
ヘアストーリーぴゅあ
理美容室(角田)

【特別賞】

住んで良かった田甫の会(半原)

田

代区Aが大会4連覇
第52回愛川町一周駅伝競走大会

1月7日、本町最大のスポーツイベント「第52回愛川町一周駅伝競走大会」が盛大に開催されました。この大会は2部制のチーム対抗で、第1部には町内各行政区から29チームと友好都市長野県立科町(オープン参加)が、事業所などが参加する第2部には、愛川町役場と愛川高校A、愛川高校Bの3チームが出場しました。

強風吹き荒れる中、トップでテープを切ったのは田代区Aチーム。見事なチームワークで大会4連覇を飾りました。また、スタート直後の三増公園陸上競技場内では、スポーツ少年団14チームが参加した「スポーツ少年団ミニ駅伝競走大会」も開催され、ピクトリーズA(少年野球チーム)がトップ賞を獲得しました。

【総合成績】

第1部	第2部
優勝 田代区A (1時間38分41秒)	優勝 愛川町役場(1時間50分56秒)
準優勝 細野区A (1時間38分51秒)	準優勝 愛川高校A(1時間59分18秒)
第3位 原白区A (1時間40分34秒)	第3位 愛川高校B(2時間25分45秒)
第4位 小沢区 (1時間45分40秒)	
第5位 大塚区A (1時間46分12秒)	
第6位 上熊坂区A (1時間47分29秒)	

【区間記録】(敬称略)

第1区(5,890M) 高橋 竜也(小沢区)	17分20秒
第2区(2,900M) 三澤 幸史(細野区A)	9分39秒
第3区(3,740M) 河内 翔馬(田代区A)	12分56秒
第4区(3,730M) 吉川 文彬(角田区A)	14分11秒
第5区(2,190M) 村山 拓斗(細野区A)	8分02秒
第6区(4,766M) 藤原 雅也(細野区A)	16分40秒

二

十歳の門出を祝う成人式
542人が大人の仲間入り

1月7日、二十歳を迎えた若者たちを祝う成人式が町文化会館で開催され、町内では、542人がめでたく大人の仲間入りをしました。会場には、振り袖、スーツ、はかま姿の若者があふれ、久しぶりに再会した友人との会話を花を咲かせる姿があちこちで見られました。

式典では、山田登美夫町長らから祝辞が述べられたほか、アトラクションコーナーでは、中学校時代のスナップ写真や恩師へのインタビューなどがスクリーンに映し出され、会場からは大きな歓声が上がりました。

今回も、新成人の有志16人で構成する「成人式実行委員会」が、企画段階から準備を進めてきました。実行委員長の及川智聡さんは、「昨年の7月から準備を行い大変でしたが、無事役割を終え、ほっとしました」と話していました。



1月1日現在の人口と世帯

()内は前月比
住民基本台帳登録人口と外国人登録人口の合計・世帯数

人口	43,941 (-37)
男	22,786 (-26)
女	21,155 (-11)
世帯	16,874 (-3)

2月 あいかわカレンダー

- 1 (木) 消費生活相談
- 2 (金) 法律相談
- 3 (土)
- 4 (日)
- 5 (月) 消費生活相談
- 6 (火) 4カ月児健康診査
- 7 (水)
- 8 (木) 消費生活相談 行政書士相談 ハローワーク就労相談会 10カ月児健康診査
- 9 (金) なやみごと相談 1歳6カ月児健康診査
- 10 (土)
- 11 (日) 第61回市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会
- 12 (月)
- 13 (火) 3歳6カ月児健康診査
- 14 (水) 司法書士法律相談
- 15 (木) 消費生活相談 女性のための保健医療相談
- 16 (金) 法律相談
- 17 (土)
- 18 (日)
- 19 (月) 消費生活相談 マタニティセミナー 町民健康相談
- 20 (火)
- 21 (水) 交通事故相談
- 22 (木) 消費生活相談 むしばいばい教室 2歳児歯科検診
- 23 (金)
- 24 (土)
- 25 (日) 休日納税窓口
- 26 (月) 消費生活相談 マタニティセミナー
- 27 (火) ぱくぱく幼児食講習会
- 28 (水)



第61回 市町村対抗 かながわ駅伝競走大会 2月11日(日)

秦野市中央運動公園を9時スタート

秦野市から相模湖までの51.5キロメートルを、県内各市町村の代表選手がたすきをつなぐ、第61回市町村対抗かながわ駅伝競走大会が、今日11日(日)に開催されます。

町内を走る第6区は、田代平山付近から愛川ふれあいの村入口の国道412号を通り、相模原市津久井町へ抜ける10.7キロメートルのコース。選手の通過予定時刻は、午前10時30分から11時ごろです。沿道でのご声援をお願いします。

問い合わせ スポーツ・文化振興課スポーツ振興班 ☎(内線) 3632



休館の お知らせ

第1号公園体育館休館日

毎週火曜日、

田代運動公園・三増公園陸上競技場休園日

毎週火曜日、14日(水)

文化会館・ラビンプラザ休館日

毎週火曜日、

図書館休館日

毎週火曜日、1日(木)

図書館開館時間

午前9時30分～午後6時

